

2011年 年頭所感

一般社団法人 日本少額短期保険協会  
会長 榎本 重秋

新年明けましておめでとうございます。

2011年の新春を迎えるにあたり、年頭の所感を申し上げます。

昨年は、政治の不安定、盛り上がらない内需、止まらない円高、改善しない雇用情勢という国内環境の中、世界第2位の経済大国からの陥落の事実を突き付けられた歴史的な年でした。一方、環境・省エネといった世界に誇りうる技術・システムを成長基盤とする新たな日本づくりの方向性が示されてきたと思います。

隣接する生損保両業界においても、大手損保社の統合、大手生保社の株式会社化が進められました。本年は、更に自らを変革して飽和・縮小する国内市場と成長が期待される海外市場への対応・展開が加速されるものと思われまます。

少額短期保険業界は、平成18年の制度発足以来本年で5年が経過し、登録業者数は67社に至っております。本年も引き続き新たな参入が見込まれ、継続的な拡大が期待される所でありまます。

少額短期保険業者が販売する主な商品は、家財・賠償責任保険、生保・医療保険、ペット保険、見舞金等の費用保険となっております。

21年度の事業成績は、契約件数が合計392万件（対前年20%増）、元受保険料は416億円（同27%増）と進展しました。

保険料では、未だ生損保両業界の1%にも満たない規模ではありますが、新年も引き続き二桁成長を期待しております。

当協会に関しましては、従来のお客様相談態勢を拡充し、昨年10月に当業界を代表して金融庁からADR機関の指定を受けました。

この認可により、当業界は初めて全業者が業界の健全な発展のために一体となった継続的な取り組みができることとなりました。

スタート2か月での相談件数は、本年度の上半期の件数を上回っており、周知・認知度も進展しているものと考えております。

更に本年は、トラブルの未然防止とお客様への対応力の強化を目指して、協会が取扱った事案を活用し、全業者を対象として諸施策の実施を考えております。

次に、当協会の最大の課題である、17年改正業法附則中の、経済社会情勢等の変化に伴う「5年経過後の見直し」規定に対応した、少額短期保険業の規制緩和の要望について申し上げます。

この要望は、現在の規制の中で、「消費者の補償(保障)等に関する基本的なニーズ」に応えにくいと思われるものを中心に改正をお願いするものです。

例えば、

①保険契約者である企業の従業員が100名を超えたが、契約を継続したい（現在：1契約当りの被保険者は100名限度→要望：100名の限度を撤廃）、

②日本人の死亡原因のトップである癌に罹ったときの入院費の他に先進医療も受けたい（現在：医療保険の引受限度額80万円→要望：少額短期保険に認められた限度額1,000万円に引き上げる）、

③あらかじめ賠償する額がわからない賠償責任保険では、できるだけ高額に安心できる金額で付保したい（現在：1,000万円→要望：5,000万円に引き上げる）、といった内容です。

当業界は、未だ小規模な業界ではありますが、「保険業法の認める事業」として消費者の基本的なニーズに応えたいと希望するものです。関係各位におかれても当業界の意図するところをご理解下さいますようお願いする次第です。

続いて、先の臨時国会で成立した保険業法改正による認可特定保険業者について申し上げます。この新たな業者の規制に関しては、意を奮って一步を踏み出している少額短期保険業者が不利益を受けることの無いように、整合性を確保して頂くことを切望するものがあります。

少額短期保険業者は、保険事業特有の初期投資の負荷に耐えながら、消費者ニーズへの対応、企業基盤の強化に努めております。そして、昨年は当業界で初めて統合によりお互いを補完して基盤強化を図る事業者が登場しました。

新年もこうした機動力の良さを活かして、脱兎の勢いで前進します。

具体的には、きめ細かで機動的な商品提供により、消費者の皆様に貢献する所存であります。

皆様のご理解とご支援をお願いするとともに、皆様のご多幸をお祈りして年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成23年1月1日